

議案第 69 号

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

1	教育委員会委員	月額	82,000 円
---	---------	----	----------

」を「

1	教育委員会委員	月額	63,000 円
---	---------	----	----------

」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

